

議案第9号

紫波町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

紫波町個人番号の利用等に関する条例（平成27年紫波町条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

現 行		改 正 後	
別表第1（第4条関係）		別表第1（第4条関係）	
機関	事務	機関	事務
略	略	略	略
略	略	略	略
略	略	略	略
略	略	略	略
略	略	略	略
略	略	略	略
町長	高齢者及び障がい者に対するやさしい住まいづくり推進事業補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	町長	高齢者及び障がい者に対するやさしい住まいづくり推進事業補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
町長	在宅高齢者に対する緊急通報装置の貸与に関する事務であって規則で定めるもの		
略	略	略	略
略	略	略	略
略	略	略	略
略	略	略	略
略	略	略	略
略	略	略	略
略	略	略	略
備考 略		備考 略	
別表第2（第4条関係）		別表第2（第4条関係）	
機関	事務	特定個人情報	
略	略	略	
略	略	略	

略	略	略
略	略	略
略	略	略
略	略	略
略	略	略
町長	高齢者及び障がい者に対するやさしい住まいづくり推進事業補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
町長	高齢者センター利用に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
町長	要援護高齢者等の住宅の改善に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
町長	在宅高齢者に	地方税関係情報であって規則で定め

略	略	略
略	略	略
略	略	略
略	略	略
略	略	略
町長	高齢者及び障がい者に対するやさしい住まいづくり推進事業補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
町長	高齢者センター利用に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの

	対する 緊急通 報装置 の貸与 に關す る事務 であつ て規則 で定め るもの	るもの			
略	略	略	略	略	略
備考 略			備考 略		

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月27日提出

紫波町長 鎌 田 千 市

理由

個人番号及び特定個人情報を利用する事務の範囲を改めようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。